

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（視距改良事業）				
地区名	一般県道 <small>おおぬまあすけ</small> 大沼足助線				
事業箇所	<small>とよた とちゅう</small> 豊田市戸中町				
事業のあらまし	一般県道大沼足助線は、三河山間地域の足助地区と下山地区の中心地を南北に結ぶ幹線道路である。当該箇所は急峻な山間地と並行して流れる一級河川巴川 <small>ともえがわ</small> に挟まれた狭隘な道路であり、見通しの悪いカーブが連続しているため、近隣住民から児童、住民の安全確保及び一般交通の危険回避を強く望まれている。こうした背景から本事業は視距改良を実施することにより交通事故の削減を図るものである。				
事業目標	【達成（主要）目標】 ① 交通事故の削減 【副次目標】 （必要に応じて記載する） -				
計画変更の推移		事前評価時 (2021年度)	再評価時 (2025年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2021 ～2025年度	2021 ～2030年度	関係機関協議の長期化による 事業期間の延伸	
	事業費（億円）	0.7	1.5	下記要因による増額	
	経費 内訳	工事費	0.5	0.9	精査による増額
		用補費	0.1	0.3	物価上昇等に伴う増額
		その他	0.1	0.3	精査による増額
事業内容	視距改良 延長 L=0.4km 幅員 w=5.0m	視距改良 延長 L=0.3km 幅員 W=7.0m	-		
II 評価					
① 事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	【事前評価時の状況】 カーブ区間が多く、安全上必要な視距が確保されていないことから視距改良事業実施の必要がある。 【再評価時の状況】 依然として、急カーブが連続し必要な視距が確保されていないため、事業の必要性は高い。 【変動要因の分析】 事業採択時と現在の状況に変動要因はなく、引き続き整備の必要性がある。			
	判定	B A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 ※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。			
		【理由】 地域間交流や山間部の生活を支えるため、依然として事業の必要性が高いため。			

	込まれるため。
Ⅲ 対応方針	
継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>視距確保による交通安全性の向上状況。</p>	

